

## 交付図書の訂正について

平成23年7月15日付けで入札公告を行った「東北自動車道 福島管内（上り線）舗装災害復旧工事」に係る交付図書の内容の一部に誤りがありましたので、以下のとおり訂正します。

平成23年8月17日

（契約責任者）東日本高速道路株式会社東北支社  
支社長 鈴木 辰夫

平成23年度  
東北自動車道  
福島管内（上り線）舗装災害復旧工事

図書交付資料正誤表

東日本高速道路株式会社  
東北支社 福島管理事務所

特記仕様書

誤

14. 環境保全に関する事項

14-1 砂塵等の防止

受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

14-2 高速道路の環境美化

受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めなければならない。

14-3 騒音等に関する配慮

受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行わなければならない。

14-4 環境保全に関する費用

環境保全に関する事項に要する費用は、関連する諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

15. 建設副産物の活用

15-1 建設副産物の活用等

(1) 建設副産物の活用は、次のとおりとする。

建設副産物	発生場所	数量	活用方法等	摘要
アスファルト・コンクリート塊	本宮IC～白石IC間 既設舗装の切削・取壊し	約 37,300t	再資源化施設 再生アスファルト プラント	
建設発生土	本宮IC～白石IC間 捨土掘削	約 650m <sup>3</sup>	本特記仕様書 5-2 自工区外盛 土場に関する事 項	

なお、再生アスファルト砕石の材料に使用するアスファルト・コンクリート塊(切削材等)は、その必要量を本特記仕様書 5-1 に記載の仮置き場へ一時運搬後、再生アスファルトプラントに運搬処理するものとする。

(2) 建設副産物を再資源化施設へ搬出する場合は、次によるものとする。

- 1) 搬出場所 現場から概ね 40km 以内の再資源化施設
- 2) 受入条件 受入曜日:土曜、日曜及び祝祭日以外の曜日  
受入時間:24 時間  
仮置の有無:有  
小割条件:50cm以下

15-2 施工計画書

- (1) 共通仕様書 1-28-2(1)に規定する計画書の様式は、CREDAS システムの様式とする。
- (2) 受注者は、建設リサイクル法に基づき、工事及び工程の概要、工事の着手時期、分別解体の計画、特定資材の種類及び発生見込量、解体工事における技術管理者等、同法に基づき当社が都道府県知事(建築主事を置く市町村)で施工するものについては、市長村町)に届け出る事項を施工計画書に記載しなければならない。

15-3 実施記録及び記録の保存

- (1) 共通仕様書 1-28-2(2)に規定する実施記録の様式は、CREDAS システムの様式とする。なお、監督員が実施記録の提出を求めた場合は、これに従わなければならない。
- (2) 受注者は、建設リサイクル法に基づき、再資源化が完了した際は、監督員に報告(様式-5)するとともに、当

正

14. 環境保全に関する事項

14-1 砂塵等の防止

受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

14-2 高速道路の環境美化

受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めなければならない。

14-3 騒音等に関する配慮

受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行わなければならない。

14-4 環境保全に関する費用

環境保全に関する事項に要する費用は、関連する諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

15. 建設副産物の活用

15-1 建設副産物の活用等

(1) 建設副産物の活用は、次のとおりとする。

建設副産物	発生場所	数量	活用方法等	摘要
アスファルト・コンクリート塊	本宮IC～白石IC間 既設舗装の切削・取壊し	約 51,100t	再資源化施設 再生アスファルト プラント	
建設発生土	本宮IC～白石IC間 捨土掘削	約 600m <sup>3</sup>	本特記仕様書 5-2 自工区外盛 土場に関する事 項	

なお、再生アスファルト砕石の材料に使用するアスファルト・コンクリート塊(切削材等)は、その必要量を本特記仕様書 5-1 に記載の仮置き場へ一時運搬後、再生アスファルトプラントに運搬処理するものとする。

(2) 建設副産物を再資源化施設へ搬出する場合は、次によるものとする。

- 1) 搬出場所 現場から概ね 40km 以内の再資源化施設
- 2) 受入条件 受入曜日:土曜、日曜及び祝祭日以外の曜日  
受入時間:24 時間  
仮置の有無:有  
小割条件:50cm以下

15-2 施工計画書

- (1) 共通仕様書 1-28-2(1)に規定する計画書の様式は、CREDAS システムの様式とする。
- (2) 受注者は、建設リサイクル法に基づき、工事及び工程の概要、工事の着手時期、分別解体の計画、特定資材の種類及び発生見込量、解体工事における技術管理者等、同法に基づき当社が都道府県知事(建築主事を置く市町村)で施工するものについては、市長村町)に届け出る事項を施工計画書に記載しなければならない。

15-3 実施記録及び記録の保存

- (1) 共通仕様書 1-28-2(2)に規定する実施記録の様式は、CREDAS システムの様式とする。なお、監督員が実施記録の提出を求めた場合は、これに従わなければならない。
- (2) 受注者は、建設リサイクル法に基づき、再資源化が完了した際は、監督員に報告(様式-5)するとともに、当

17-4-4 材料及び基準

共通仕様書 13-8-5 に規定するアスファルト、アスファルト混合物に使用する骨材の粒度の種別、マーシャル試験の突固め回数等は、次のとおりとする。なお、高機能舗装 I 型用混合物の配合試験時のカンタプロ試験は、低温カンタプロ試験とする。

(1)アスファルト再生骨材を使用しない混合物

単備表の項目	アスファルトの種類	標準アスファルト量	骨材配合設計粒度	供試体の突固回数	混合物の種類	摘要
オーバーレイ表層 (t=4 cm)	高粘度改質アスファルト	5.0%	最大粒径 13 mm	両面 50 回	高機能舗装 I 型用混合物 空隙率=20%	土工部
オーバーレイ基層 (t=6 cm) A	ストレートアスファルト 60~80	5.4%	最大粒径 20 mm	両面 50 回	基層用混合物	土工部
打換工 (t=18 cm) A	ストレートアスファルト 60~80	4.4%	最大粒径 40 mm	両面 50 回	アスファルト安定処理混合物	土工部
レベリング工アスファルト安定処理混合物 A	ストレートアスファルト 60~80	4.4%	最大粒径 40 mm	両面 50 回	アスファルト安定処理混合物	土工部

(2)アスファルト再生骨材を使用する混合物

単備表の項目	アスファルトの種類	標準アスファルト量	骨材配合設計粒度	供試体の突固回数	混合物の種類	摘要
オーバーレイ工 基層 (t=6 cm)	新アスファルト 改質アスファルト (一般用)	5.2% (※1)	最大粒径 20 mm	両面 50 回	基層用混合物 アスファルト再生骨材の最大混入率は 30%まで	土工部
打換工 (t=15 cm)	新アスファルト ストレートアスファルト 60~80	4.3% (※2)	最大粒径 20 mm	両面 50 回	アスファルト安定処理混合物 アスファルト再生骨材の最大混入率は 50%まで	土工部
打換工 (t=18 cm)	新アスファルト ストレートアスファルト 60~80	4.3% (※2)	最大粒径 20 mm	両面 50 回	アスファルト安定処理混合物 アスファルト再生骨材の最大混入率は 50%まで	土工部
レベリング工アスファルト安定処理混合物	新アスファルト ストレートアスファルト 60~80	4.3% (※2)	最大粒径 20 mm	両面 50 回	基層用混合物 アスファルト再生骨材の最大混入率は 50%まで	土工部

※1 新アスファルト+旧アスファルト

※2 新アスファルト+旧アスファルト+再生添加材

なお、再生骨材を使用しない混合物については、アスファルト量に変更が生じて、契約単価の変更を行わないものとする。

再生アスファルト混合物のアスファルト量は試験練りの結果をもって決定するものとする。なお、アスファルト再生骨材の配合比率に大きな変更が生じた場合はその旨を監督員に報告し、その費用については別途監督員と協議して定めるものとする。

17-4-5 再生アスファルト混合物の諸基準

再生アスファルト混合物の諸基準は「設計要領第1集舗装編」の関連各項によるものとする。

なお、アスファルトコンクリート再生骨材、再生用添加材の材料規格は舗装再生便覧(社)日本道路協会)によるものとする。ただし、アスファルト再生骨材として混入する材料は、本工事の工事箇所から発生したアスファルト廃材を使用するものとする。

17-4-4 材料及び基準

共通仕様書 13-8-5 に規定するアスファルト、アスファルト混合物に使用する骨材の粒度の種別、マーシャル試験の突固め回数等は、次のとおりとする。なお、高機能舗装 I 型用混合物の配合試験時のカンタプロ試験は、低温カンタプロ試験とする。

(1)アスファルト再生骨材を使用しない混合物

単備表の項目	アスファルトの種類	標準アスファルト量	骨材配合設計粒度	供試体の突固回数	混合物の種類	摘要
オーバーレイ工 表層 (t=4 cm)	高粘度改質アスファルト	5.0%	最大粒径 13 mm	両面 50 回	高機能舗装 I 型用混合物 空隙率=20%	土工部
オーバーレイ工 基層 (t=6 cm) A	ストレートアスファルト 60~80	5.4%	最大粒径 20 mm	両面 50 回	基層用混合物	土工部
打換工 (t=18 cm) A	ストレートアスファルト 60~80	4.4%	最大粒径 40 mm	両面 50 回	アスファルト安定処理混合物	土工部
レベリング工アスファルト安定処理混合物 A	ストレートアスファルト 60~80	4.4%	最大粒径 40 mm	両面 50 回	アスファルト安定処理混合物	土工部

(2)アスファルト再生骨材を使用する混合物

単備表の項目	アスファルトの種類	標準アスファルト量	骨材配合設計粒度	供試体の突固回数	混合物の種類	摘要
オーバーレイ工 基層 (t=6 cm)	新アスファルト 改質アスファルト (一般用)	5.2% (※1)	最大粒径 20 mm	両面 50 回	基層用混合物 アスファルト再生骨材の最大混入率は 30%まで	土工部
打換工 (t=15 cm)	新アスファルト ストレートアスファルト 60~80	4.3% (※2)	最大粒径 20 mm	両面 50 回	アスファルト安定処理混合物 アスファルト再生骨材の最大混入率は 50%まで	土工部
打換工 (t=18 cm)	新アスファルト ストレートアスファルト 60~80	4.3% (※2)	最大粒径 20 mm	両面 50 回	アスファルト安定処理混合物 アスファルト再生骨材の最大混入率は 50%まで	土工部
レベリング工アスファルト安定処理混合物	新アスファルト ストレートアスファルト 60~80	4.3% (※2)	最大粒径 20 mm	両面 50 回	アスファルト安定処理混合物 アスファルト再生骨材の最大混入率は 50%まで	土工部

※1 新アスファルト+旧アスファルト

※2 新アスファルト+旧アスファルト+再生添加材

なお、再生骨材を使用しない混合物については、アスファルト量に変更が生じて、契約単価の変更を行わないものとする。

再生アスファルト混合物のアスファルト量は試験練りの結果をもって決定するものとする。なお、アスファルト再生骨材の配合比率に大きな変更が生じた場合はその旨を監督員に報告し、その費用については別途監督員と協議して定めるものとする。

17-4-5 再生アスファルト混合物の諸基準

再生アスファルト混合物の諸基準は「設計要領第1集舗装編」の関連各項によるものとする。

なお、アスファルトコンクリート再生骨材、再生用添加材の材料規格は舗装再生便覧(社)日本道路協会)によるものとする。ただし、アスファルト再生骨材として混入する材料は、本工事の工事箇所から発生したアスファルト廃材を使用するものとする。

特記仕様書

誤

舗装補修工事機械 現場内移動 B5	福島西 IC	アスファルトフィニッシャー① アスファルトフィニッシャー② マカダムローラー タイヤローラー	昼間 昼間 夜間 夜間	昼間 夜間 昼間 昼間	オーバーレイ工 レベリング工 運搬距離:40km以上50km未満
舗装補修工事機械 現場内移動 B6	福島西 IC	アスファルトフィニッシャー① アスファルトフィニッシャー② マカダムローラー タイヤローラー	昼間 昼間 夜間 夜間	昼間 夜間 昼間 昼間	オーバーレイ工 レベリング工 運搬距離:50km以上60km未満
舗装補修工事機械 現場内移動 B7	福島西 IC	アスファルトフィニッシャー① アスファルトフィニッシャー② マカダムローラー タイヤローラー	昼間 昼間 夜間 夜間	昼間 夜間 昼間 昼間	オーバーレイ工 レベリング工 運搬距離:60km以上70km未満
舗装補修工事機械 現場内移動 C1	福島西 IC	バックホウ	昼間 昼間	昼間 昼間	打換工 運搬距離:0km以上10km未満
舗装補修工事機械 現場内移動 C2	福島西 IC	バックホウ	昼間 昼間	昼間 昼間	打換工 運搬距離:10km以上20km未満
舗装補修工事機械 現場内移動 C3	福島西 IC	バックホウ	昼間 昼間	昼間 昼間	打換工 運搬距離:20km以上30km未満
舗装補修工事機械 現場内移動 C4	福島西 IC	バックホウ	昼間 昼間	昼間 昼間	打換工 運搬距離:30km以上40km未満
舗装補修工事機械 現場内移動 C5	福島西 IC	バックホウ	昼間 昼間	昼間 昼間	打換工 運搬距離:40km以上50km未満
舗装補修工事機械 現場内移動 C6	福島西 IC	バックホウ	昼間 昼間	昼間 昼間	打換工 運搬距離:50km以上60km未満

なお、昼夜連続規制時中は施工の段取り替え又は規制の切替えに伴う回送を除き、作業完了後の作業基地への日々搬出はせずに現場内に存置とする。

17-16-4 数量の検測

舗装補修工事機械現場内移動の数量の検測は、監督員が認めた数量(台・回)で行うものとする。なお、受注者の責による追加は認めないものとする。

17-16-5 支払

舗装補修工事機械現場内移動の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1回・往復当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書および監督員の指示に従って行う舗装補修工事機械現場内移動の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除く全ての費用を含むものとする。なお、基地から作業基地までの往復に要する費用については、関連項目に含まれるものとする。

単価表の項目	数量の検測
特-(9) 舗装補修工事機械現場内移動	
A1	台・回
A2	台・回
A3	台・回
A4	台・回
A5	台・回
A6	台・回
A7	台・回
B1	台・回
B2	台・回
B3	台・回

正

舗装補修工事機械 現場内移動 B5	福島西 IC	アスファルトフィニッシャー① アスファルトフィニッシャー② マカダムローラー タイヤローラー	昼間 昼間 夜間 夜間	昼間 夜間 昼間 昼間	オーバーレイ工 レベリング工 運搬距離:40km以上50km未満
舗装補修工事機械 現場内移動 B6	福島西 IC	アスファルトフィニッシャー① アスファルトフィニッシャー② マカダムローラー タイヤローラー	昼間 昼間 夜間 夜間	昼間 夜間 昼間 昼間	オーバーレイ工 レベリング工 運搬距離:50km以上60km未満
舗装補修工事機械 現場内移動 B7	福島西 IC	アスファルトフィニッシャー① アスファルトフィニッシャー② マカダムローラー タイヤローラー	昼間 昼間 夜間 夜間	昼間 夜間 昼間 昼間	オーバーレイ工 レベリング工 運搬距離:60km以上70km未満
舗装補修工事機械 現場内移動 C1	福島西 IC	バックホウ	昼間 昼間	昼間 昼間	打換工 運搬距離:0km以上10km未満
舗装補修工事機械 現場内移動 C2	福島西 IC	バックホウ	昼間 昼間	昼間 昼間	打換工 運搬距離:10km以上20km未満
舗装補修工事機械 現場内移動 C3	福島西 IC	バックホウ	昼間 昼間	昼間 昼間	打換工 運搬距離:20km以上30km未満
舗装補修工事機械 現場内移動 C4	福島西 IC	バックホウ	昼間 昼間	昼間 昼間	打換工 運搬距離:30km以上40km未満
舗装補修工事機械 現場内移動 C5	福島西 IC	バックホウ	昼間 昼間	昼間 昼間	打換工 運搬距離:40km以上50km未満
舗装補修工事機械 現場内移動 C6	福島西 IC	バックホウ	昼間 昼間	昼間 昼間	打換工 運搬距離:50km以上60km未満

なお、昼夜連続規制時中は施工の段取り替え又は規制の切替えに伴う回送を除き、作業完了後の作業基地への日々搬出はせずに現場内に存置とする。

17-16-4 数量の検測

舗装補修工事機械現場内移動の数量の検測は、監督員が認めた数量(台・回)で行うものとする。なお、受注者の責による追加は認めないものとする。

17-16-5 支払

舗装補修工事機械現場内移動の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1台・回当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書および監督員の指示に従って行う舗装補修工事機械現場内移動の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除く全ての費用を含むものとする。なお、基地から作業基地までの往復に要する費用については、関連項目に含まれるものとする。

単価表の項目	数量の検測
特-(9) 舗装補修工事機械現場内移動	
A1	台・回
A2	台・回
A3	台・回
A4	台・回
A5	台・回
A6	台・回
A7	台・回
B1	台・回
B2	台・回
B3	台・回